

第
4411
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 1月30日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成24年税制改正(住宅取得等資金の贈与)

Q：今年度の税制改正では、住宅取得等資金の贈与の取扱いが変わるようですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成24年の税制改正大綱で盛り込まれている住宅取得等資金の贈与の改正は、次のような内容です。

- ①直系尊属から贈与を受けた場合の非課税限度額(現行1千万円)
 - イ)省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋
 - ・平成24年中の贈与・・・1,500万円
 - ・平成25年中の贈与・・・1,200万円
 - ・平成26年中の贈与・・・1,000万円
 - 東日本大震災の被災者については、非課税限度額が1,500万円とされています。
 - ロ)上記以外の住宅用家屋
 - ・平成24年中の贈与・・・1,000万円
 - ・平成25年中の贈与・・・700万円
 - ・平成26年中の贈与・・・500万円
 - 東日本大震災の被災者については、非課税限度額が1,000万円とされています。
- ②床面積
適用対象になる住宅用家屋の床面積は、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下とされています。
- ③適用期限
適用期限は、平成26年12月31日までです。

